

本人確認に必要な書類

各種届出、交付請求などの際に本人確認を行います。次の書類の提示が必要となりますので持参してください

☎ 市民サービス課 ☎ 35-4187

パターン	提示する書類 すべて有効期限内のもの
①	次のうちいずれか1点 ▶マイナンバーカード ▶運転免許証 ▶運転経歴証明書 ▶パスポート ▶身体障害者手帳 ▶療育手帳 ▶在留カード ▶特別永住者証明書 など
②	次のうちいずれか2点 ▶健康保険の資格確認書 ▶介護保険被保険者証 ▶児童扶養手当証書 ▶年金手帳 ▶年金証書 など

届け出と各種証明書

戸籍

戸籍は日本人の出生から死亡までの親子、夫婦関係などの身分を公に証明する大切なものです ☎ 市民サービス課 ☎ 35-4187

届け出	届出期限	届出人	届出場所	必要なもの（いずれも上記の本人確認書類が必要）	備考
婚姻届	届け出たときから効力があります	夫になる人および妻になる人	次のいずれかの市区町村 ▶住所地 ▶本籍地	▶婚姻届	▶成年の証人2人の署名が必要 ▶婚姻の届け出をただけでは住所の変更はされませんので住所変更の手続きが必要です
離婚届	協議離婚 届け出たときから効力があります 裁判離婚 裁判の確定または調停の日から10日以内	夫および妻 申立人		▶離婚届 ▶裁判離婚のときは、裁判所が発行する書類	▶成年の証人2人の署名が必要（裁判離婚のときは不要） ▶離婚した日から3カ月以内に離婚の際に称していた氏を称する届け出をすると離婚後も婚姻中の氏をそのまま使用することができます
出生届	生まれた日から14日以内	父または母	次のいずれかの市区町村 ▶住所地 ▶本籍地 ▶出生地	▶出生届 ▶出生証明書 ▶母子健康手帳	出生証明書は出産に立ち会った医師、助産師が作成したもので様式は出生届と同一の用紙右側にあります
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	次の順位で ①親族 ②同居者 ③家主、地主、家屋管理人 ④後見人ほか	次のいずれかの市区町村 ▶住所地 ▶本籍地 ▶死亡地	▶死亡届 ▶死亡診断書	▶死亡届が受理されると火葬許可証が交付されます ▶死亡診断書は医師が記入したもので様式は死亡届と同一の用紙右側にあります

戸籍の届け出は、執務時間外でも市役所本庁は24時間行うことができます。

印鑑登録

☎ 市民サービス課 ☎ 35-4187

申請人	届け出に必要なもの	登録・条件
本人	▶登録する印鑑 ▶本人確認書類	▶岩見沢市に住民登録のある方で、一人一つの印鑑を登録可能
代理人	▶登録する印鑑 ▶代理人に委任したことを証明する委任状 ▶代理人の本人確認書類 【代理申請の流れ】 ①代理人が届け出に必要なものを持参して代理申請をする ②市役所から登録希望者本人へ意思確認のため照会書を郵送する ③登録希望者本人が照会書と申請書へ自署捺印する ※回答期限は30日以内。 ④代理人が③の書類と代理人の本人確認書類を持参し再度市役所へ提出をすると印鑑登録証（カード）が発行される	【登録できない印鑑】 ▶住民票に記載されている氏名で表していないもの ▶職業、資格など氏名以外のものを表しているもの ▶ゴム印、プラスチックなどで印鑑が変形しやすいもの ▶印鑑の大きさが一辺8mmの正方形に収まるもの ▶印鑑の大きさが一辺25mmの正方形に収まらないもの ▶印影が不鮮明なもの、外枠がないもの、縁の欠けたもの

住民登録

住民票はあなたの居住関係を公に証明する大切なものです。選挙人名簿や国民年金など、さまざまなことに使われます **問** 市民サービス課 **☎** 35-4187

届け出	届出期限	届出人	届出場所	必要なもの (いずれも本人確認書類が必要)
転入届	市外から引っ越しをしてきたとき	岩見沢市に住み始めた日から14日以内	本人または同一世帯員	▶ 市役所本庁 ▶ 市役所北村支所 ▶ 市役所栗沢支所 ▶ 幌向サービスセンター ▶ 朝日サービスセンター ▶ 美流渡サービスセンター
転居届	市内で引っ越しをしたとき	転居した日から14日以内		▶ 転出証明書 ※前住所地の市区町村で発行したもの。オンラインで届け出た方は不要。 ▶ お持ちの方はマイナンバーカード ▶ 在留カード（外国人）
世帯主変更届	世帯主を変えたとき	世帯主など変更のあった日から14日以内		▶ 国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書、介護保険被保険者証（加入者のみ） ▶ お持ちの方はマイナンバーカード ▶ 在留カード（外国人）
転出届	市外へ引っ越しをするとき	転出または海外に居住する日の前後14日以内	上記のほか、マイナンバーカードを利用してオンラインでも手続きできます	▶ 国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書、介護保険被保険者証（加入者のみ） ▶ 海外転出者で、お持ちの方はマイナンバーカード

届け出と各種証明書

【外国人住民の届け出】 短期滞在から中長期在留者へ変更になったときは、入国管理局で在留資格変更許可を受けてから、14日以内に市役所で住民登録の届け出をしてください

個人番号（マイナンバー）カード

問 市民サービス課 **☎** 35-4187
マイナンバーカードを取得することで、次のようなことができます。

- ▶ 身分証明書として利用
- ▶ 健康保険証として利用
- ▶ コンビニでの証明書の交付
- ▶ 各種行政手続きのオンライン申請 など

【申請のお手伝い】

写真撮影から申請まですべて職員がお手伝いします。

【変更手続き】

住所や氏名が変わった際、マイナンバーカードを持参してください。（暗証番号が必要です）

転入した場合、手続きをせず90日が経過するとカードが使えなくなるので、必ず手続きをしてください。

証明書等交付窓口

問 市民サービス課 **☎** 35-4187
各種証明書などは、次の窓口で請求できます。

- ▶ 市役所本庁 ▶ 市役所北村支所
- ▶ 市役所栗沢支所
- ▶ 幌向サービスセンター
- ▶ 朝日サービスセンター
- ▶ 美流渡サービスセンター
- ▶ 有明交流プラザサービスセンター

受付時間 午前9時～午後5時30分

コンビニ交付サービス

問 市民サービス課 **☎** 35-4187
マイナンバーカードをお持ちの方は、土・日曜日や祝日もコンビニエンスストアなどで住民票の写しや印鑑登録証明書を受け取ることができます。

※窓口交付より100円安い手数料で交付を受けることができます。

【利用できるコンビニエンスストア】

マルチコピー機のある全国のコンビニエンスストアなど。

利用時間 午前6時30分～午後11時（定期保守作業日を除く）

各種証明書の手数料など

請求の際は本人確認書類が必要です。請求できる人以外の請求には正当な理由と委任状が必要です **問** 市民サービス課 **☎** 35-4187

	証明書	手数料	請求できる人
戸籍	戸籍全部（個人）事項 [戸籍謄（抄）本]	1通 450円	▶ 本人 ▶ 配偶者 ▶ 同一戸籍の方 ▶ 直系血族（父母、祖父母、子、孫）
	除籍全部（個人）事項 [除籍謄（抄）本]	1通 750円	
	改製原戸籍謄（抄）本		
	戸籍の附票	1通 400円	
住民票	住民票の写し	1通 400円	▶ 本人 ▶ 同一世帯員
	除かれた住民票の写し		
印鑑登録	印鑑登録証明書	1通 500円	印鑑登録証（カード）を持参した方
税	所得証明書	1通 400円	▶ 本人 ▶ 同一世帯員
	課税証明書		
	納税証明書		
	所得・課税証明書	1通 800円	▶ 所有者 ▶ 同一世帯員
	公課証明書	1棟1筆	
	評価証明書	400円	
	軽自動車税納税証明書	無料	